

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

| | |
|----------------------|---|
| <p>路 線 名</p> | <p>東松山鴻巣線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地一八二番四地先から同郡同町大字久保田字原一四一二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る）</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>令和四年六月十七日</p> |
| <p>備 考</p> | <p>令和二年三月三十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一四九・四〇メートル</p> |